



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

### 首相・閣僚は、靖国神社春季例大祭に参拝及び真榊奉納をしないでください

内閣総理大臣 高市早苗様

私たち日本キリスト教協議会(NCC)靖国神社問題委員会は、靖国神社の春季・秋季例大祭毎に、首相及び閣僚が参拝し、真榊奉納を行い続けていることに対して抗議を行ってきました。

靖国神社は、「明治天皇の宣らせ給うた『安國』の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行うこと」(靖国神社規則3条)を目的とする宗教法人であり、宮司、権宮司等の神職をおき、例大祭等の祭祀を神道方式によって行っている宗教施設です。その施設に、首相及び閣僚が参拝し、真榊を奉納する行為は、明確に宗教行為です。その行為は、国が靖国神社を特別視し、他の宗教団体に比べて優越的地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせ、神道の教義を広めるための宗教施設である靖国神社を援助、助長、促進する効果をもたらすことになり、日本国憲法第20条3項の「政教分離原則」に違反する行為です。首相や閣僚がこの行為を、「私的なもの」と主張したとしても、報道を前にして行う政府代表者の一連の行為は、「公的」な影響力を発揮するため、「私的」と言うことはできません。

以上の理由から、今年も4月21日(火)から23日(木)にかけて靖国神社で行われる春季例大祭に、首相と閣僚が参拝及び真榊奉納をせず、憲法の定める政教分離の原則を厳格に遵守するように要請します。

2026年4月7日

日本キリスト教協議会(NCC)靖国神社問題委員会

委員長 関伸子